

先進医療 A 技術の取り下げに係る対応(案)

1 技術概要

(1) 技術名

告示番号1 「高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術」
(平成 17 年 10 月 1 日告示適用: 先進医療 A)

(2) 実施医療機関等

- 国立病院機構 霞ヶ浦医療センター
- 秋田大学医学部附属病院
- 自治医科大学附属病院
- 東京大学医学部附属病院
- 聖マリアンナ医科大学病院
- 長崎大学病院

(※○は最初に実施計画を提出した医療機関)

2 経緯

- 先進医療会議においては、診療報酬改定の際に、先進医療に関する検証を行っており、令和4年3月 31 日時点で、先進医療から削除した技術が3件、継続審議(将来的な保険適用に向けて、指摘事項に対する回答を求めている技術)が3件となっていた。
- 継続審議の案件について、先進医療会議において、実施施設に対して、複数回(令和4年9月8日、10月6日、及び11月10日)にわたり実施状況等を確認したところ、当該先進医療技術については、先進医療として継続しても有効性・安全性に関する分析を実施することが困難であると判断され、第 116 回先進医療会議(令和4年 11 月 10 日開催)において、先進医療から取り下げを行うことが妥当であり、今後事務局で調整するよう指示があった。
- 事務局より、霞ヶ浦医療センター等に対して、患者に対して周知を行うよう依頼し、当センター等より、令和5年3月 31 日で先進医療を終了することは可能であることを確認した。

3 今後の対応(案)

- 当該先進医療については、令和5年3月 31 日付けで、先進医療の技術に関する告示から削除する。
- 当センターで収集されたデータについては、引き続き有用性・安全性に関する分析を行うことを求めることとする。